

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 11 月 25 日 本紙第 5444 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 11 月 25 日 政令第 230 号
【管轄省庁】	農林水産省
【施行期日】	平成 22 年 11 月 25 日
【制定の根拠】	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 20 条第 3 項及び第 34 条第 3 項
【法令のあらまし】	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第 20 条第 3 項及び第 34 条第 3 項に基づく甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金の単価告示の期限を「11月30日」から「12月31日」に改める。（第 26 条及び第 46 条関係）
【改正される法令】	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号）